

# 千葉県建築行政マネジメント計画

(第4次)

千葉県特定行政庁連絡協議会（千葉県）

令和8年3月

## 目 次

### 第1章 千葉県建築行政マネジメント計画について

1. はじめに	・・・	1
2. 計画の目的	・・・	2
3. 計画における用語の定義	・・・	2
4. 計画の対象範囲	・・・	3
5. 計画の実施主体	・・・	3
6. 計画の推進体制	・・・	3
7. 計画の実施期間	・・・	4

### 第2章 千葉県における現状と課題

1. 建築確認検査業務の状況	・・・	5
2. 建築士事務所及び指定確認検査機関の状況	・・・	9
3. 特殊建築物等の定期報告の状況	・・・	10
4. 違反建築物の状況	・・・	11
5. 現状から導かれる課題と対応	・・・	12

### 第3章 計画の運用

1. 計画及び施策の構成	・・・	13
2. 計画の公表	・・・	13
3. 計画の進捗管理	・・・	13

### 第4章 実施する施策と取組

1. 設計施工段階の建築物の適法性の確保	・・・	14
2. 建築物の適法性・安全性の確保	・・・	15
3. 持続可能な建築行政の構築	・・・	18

## 第1章 千葉県建築行政マネジメント計画について

### 1. はじめに

平成 11 年の建築確認検査業務の民間開放を契機に、指定確認検査機関等の民間団体と行政双方の役割分担の明確化及び建築規制制度の実効性確保を目的に、同年 9 月に「千葉県建築物安全安心実施計画」（以下「安安計画」という。）が策定された。それを引き継ぐ形で平成 23 年に「千葉県建築行政マネジメント計画（第 1 次）」、平成 27 年に第 2 次計画、令和 2 年には第 3 次計画を策定し、県、特定行政庁、指定確認検査機関及び建築関係団体等が連携のもと、様々な施策に取り組み、一定の成果を挙げてきたところである。

この間、建築行政の分野においては、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号、令和 6 年法律第 53 号）が成立するなど、社会情勢の変化に対応できるよう、制度の見直しが行なわれているところである。

こうした状況を踏まえ、これまで実施してきた取組を持続的なものとし、建築行政を取り巻く環境の変化に対応するため、従来の千葉県建築行政マネジメント計画の内容を基本にしつつ、これに新たな制度改正の内容や、近年発生した違反建築物への対応など、より具体的な内容を反映し、ここに千葉県建築行政マネジメント計画（第 4 次）を策定する。

## 2. 計画の目的

行政と民間団体の連携のもと、建築規制制度の実効性を確保し、建築物の安全性の確保及び良好な住環境を整備することを計画の目的とする。

## 3. 計画における用語の定義

この計画における用語の意義は、以下による。

(1) 千葉県特定行政庁連絡協議会（以下「協議会」という。）

千葉県（以下「県」という。）、県内における建築基準法第4条の規定による特定行政庁（以下「特定行政庁」という。）及び同法第97条の2の規定による特定行政庁（以下「限定特定行政庁」という。）で構成する協議会をいう。

(2) 行政庁

協議会を構成する県、特定行政庁及び限定特定行政庁をいう。

(3) 指定機関

県内を業務範囲とする、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関をいう。

(4) 関係団体

県内で活動する建築設計6団体\*その他の民間団体をいう。

(5) 関係機関

消防、警察、労働基準監督署、保健所、行政庁内の他部局その他の行政機関をいう。

\* 県内で活動する建築設計6団体

- ・ 一般社団法人千葉県建築士会
- ・ 公益社団法人千葉県建築士事務所協会
- ・ 公益社団法人日本建築家協会 関東甲信越支部 千葉地域会
- ・ 一般社団法人日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部 J S C A 千葉
- ・ 一般社団法人千葉県設備設計事務所協会
- ・ 一般社団法人日本建築学会 関東支部 千葉支所

#### 4. 計画の対象範囲

この計画が対象とする範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 建築基準法の施行に関する事
- (2) 建築士法の施行に関する事
- (3) その他関係規定の実施並びに所管行政庁（その他関係規定を所掌する行政庁をいう。以下同じ。）、建築主事及び建築監視員の業務執行等に関する事

#### 5. 計画の実施主体

この計画における施策と取組の実施主体は、協議会を構成する県、特定行政庁及び限定特定行政庁とする。

計画の実施主体	県	特定行政庁	限定 特定行政庁
(1) 建築基準法の施行に関する事	●	●	●
(2) 建築士法の施行に関する事	●	○	○
(3) その他関係規定の実施並びに所管行政庁、建築主事及び建築監視員の業務執行等に関する事	●	●	●

●：（その所掌する事務の範囲に応じた）実施主体 ○：協力関係

#### 6. 計画の推進体制

この計画による施策と取組に基づき実施する事業の内容及び達成目標は、各行政庁において決定し、計画的に実施するものとする。

なお、計画を推進するにあたり、指定機関、関係団体及び関係機関等（以下「指定機関等」という。）の協力は欠かせないものである。

そのため、各行政庁は指定機関等の意見を聴きつつ計画を推進し、必要に応じて指定機関等へ協力を要請するものとする。

## 7. 計画の実施期間

この計画は、その目的と施策の性質から、中長期的な視野に立ち進める必要があるため、以下に掲げる期間を計画の実施期間として定める。

計画の実施期間

令和7年度～令和11年度

## 第2章 千葉県における現状と課題

### 1. 建築確認検査業務の状況

#### (1) 建築確認の状況

確認済証交付件数は、平成11年度の約4万2千件をピークに減少の傾向を示しており、平成23年度には約2万8千件になった。平成20年代後半は、概ね3万件前後の交付件数とほぼ横ばいだったが、平成31年度以降は、コロナ禍等の影響もあり、減少傾向となっており、令和5年度の交付件数は、約2万6千件であった。

また、平成11年の建築確認検査業務の民間開放以降、年々、指定確認検査機関において処分される割合が増加し、行政による処分の割合は、近年約1～2%まで減少している。

表1 確認済証交付件数及び行政による処分割合の推移

年度	交付総数	行政による 処分件数	指定確認検査機関 による処分件数	行政による処分割合 (%)
H11	41,673	41,635	38	99.9
H12	39,834	39,607	227	99.4
H13	35,636	32,783	2,853	92.0
H14	35,820	25,483	10,337	71.1
H15	36,925	20,192	16,733	54.7
H16	39,957	14,476	25,481	36.2
H17	39,624	9,435	30,189	23.8
H18	38,743	7,389	31,354	19.1
H19	33,726	4,972	28,754	14.7
H20	30,278	3,991	26,287	13.2
H21	28,525	2,923	25,602	10.2
H22	30,939	2,412	28,527	7.8
H23	27,921	2,223	25,698	8.0
H24	30,299	1,957	28,342	6.5
H25	32,922	1,912	31,010	5.8
H26	29,778	1,419	28,359	4.8
H27	28,867	1,213	27,654	4.2
H28	30,314	1,089	29,225	3.6
H29	30,269	903	29,366	3.0
H30	30,617	830	29,787	2.7
H31	29,282	676	28,606	2.3
R2	27,420	664	26,756	2.4
R3	29,717	549	29,168	1.8
R4	27,754	476	27,278	1.7
R5	25,979	338	25,641	1.3

確認済証交付件数は、建築物、建築設備（昇降機）及び工作物に係る確認済証交付件数を表し、計画変更確認済証交付件数及び計画通知に対する適合通知件数は含まない。

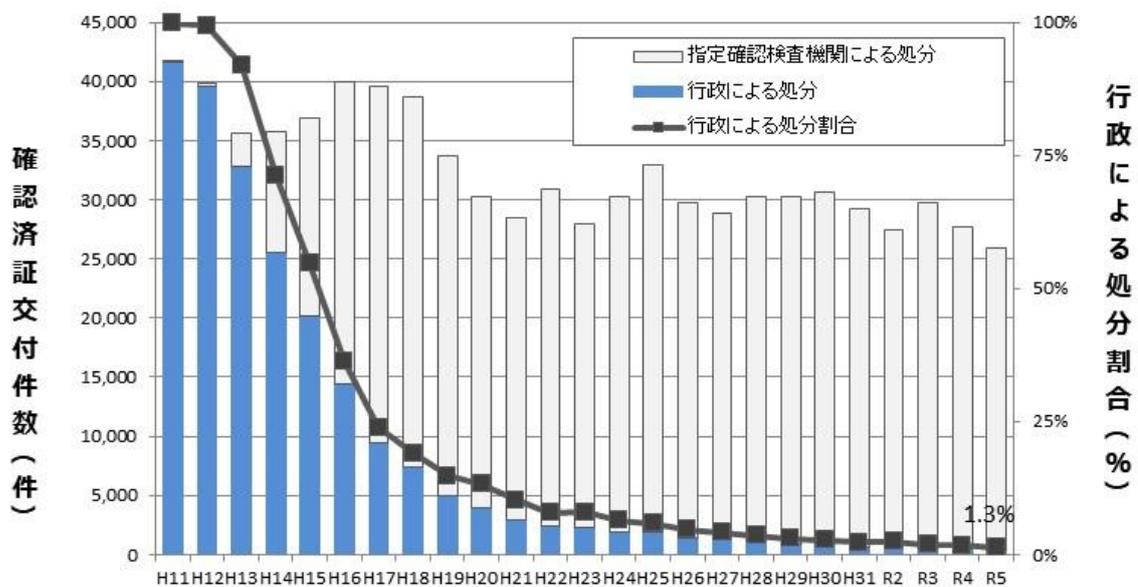


図1 確認済証交付件数及び行政による処分割合の推移

(2) 中間検査の状況

中間検査制度が平成10年に創設され、県では平成12年3月から中間検査を開始した。

その後、対象の見直しを行い、平成23年10月1日より、県内の行政庁においては対象とする建築物の用途及び規模を統一している。

制度創設当初、中間検査合格証交付件数は年間5百件に満たなかったが、近年5千件を超える状況となっている。

また、行政による処分の割合は、平成12年度から減少し、平成25年度以降は約1%前後を推移しており、直近の令和5年度は、0.2%となっている。

表2 中間検査合格証交付件数及び行政による処分割合の推移

年度	交付総数	行政による処分件数	指定確認検査機関による処分件数	行政による処分割合 (%)
H12	474	465	9	98.1
H13	645	573	72	88.8
H14	736	492	244	66.8
H15	1,221	694	527	56.8
H16	1,777	543	1,234	30.6
H17	3,036	735	2,301	24.2
H18	3,287	697	2,590	21.2
H19	2,832	306	2,526	10.8
H20	2,247	174	2,073	7.7
H21	1,762	120	1,642	6.8
H22	2,064	70	1,994	3.4
H23	2,311	60	2,251	2.6
H24	3,703	67	3,636	1.8
H25	4,207	53	4,154	1.3
H26	5,083	39	5,044	0.8
H27	5,578	14	5,564	0.3
H28	5,880	52	5,828	0.9
H29	5,192	53	5,139	1.0
H30	5,178	29	5,149	0.6
H31	4,943	31	4,912	0.6
R2	4,371	43	4,328	0.9
R3	4,259	143	4,116	3.3
R4	4,449	12	4,437	0.2
R5	4,459	12	4,447	0.2

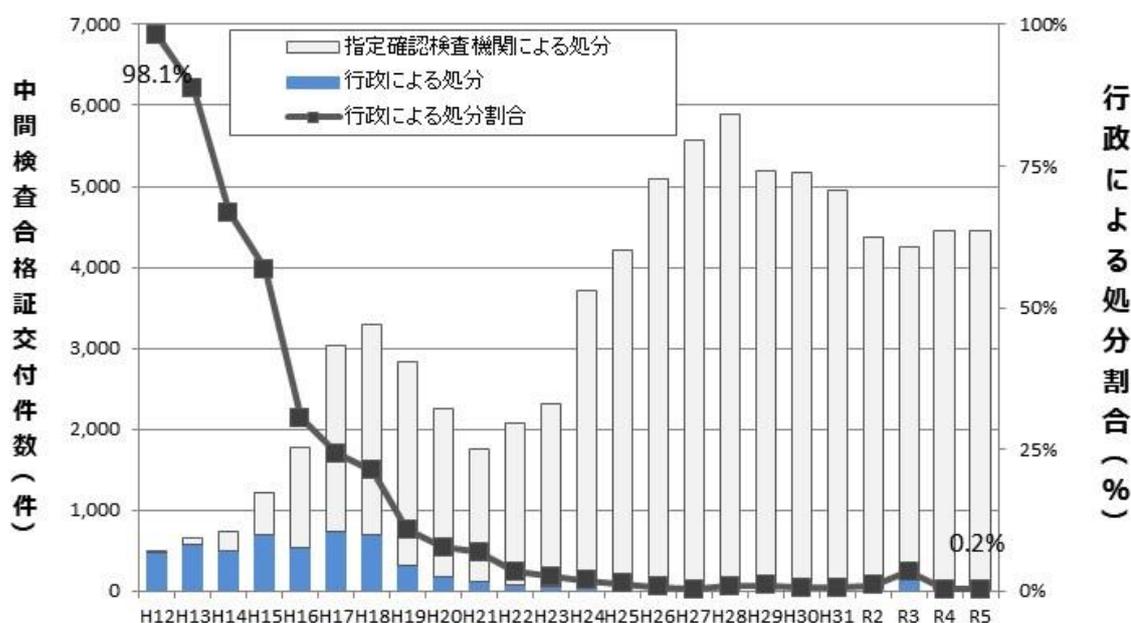


図2 中間検査合格証交付件数及び行政による処分割合の推移

(3) 完了検査の状況

平成 11 年度に 38.4%であった完了検査率\*は、「安安計画」及び「千葉県建築行政マネジメント計画」に基づき実施した取組の成果により、令和 2 年度には過去最高となる 99.2%を記録するなど、近年は 80%台後半から 90%台後半の水準となっている。

\*完了検査率とは、当該年度における検査済証交付件数を当該年度における確認済証交付件数で除した数値を指す。

・完了検査率 = 当該年度における検査済証交付件数 / 当該年度における確認済証交付件数

表 3 検査済証交付件数及び完了検査率の推移

年度	確認済証交付件数	検査済証交付件数	完了検査率 (%)	行政による処分割合 (%)
H11	41,673	16,016	38.4	99.9
H12	39,834	18,268	45.9	99.4
H13	35,636	18,988	53.3	92.0
H14	35,820	20,132	56.2	71.1
H15	36,925	21,822	59.1	54.7
H16	39,957	24,183	60.5	36.2
H17	39,624	26,348	66.5	23.8
H18	38,743	27,836	71.8	19.1
H19	33,726	27,085	80.3	14.7
H20	30,278	26,663	88.1	13.2
H21	28,525	23,267	81.6	10.2
H22	30,939	25,303	81.8	7.8
H23	27,921	24,679	88.4	8.0
H24	30,299	26,523	87.5	6.5
H25	32,922	27,695	84.1	5.8
H26	29,778	28,034	94.1	4.8
H27	28,867	26,650	92.3	4.2
H28	30,314	27,067	89.3	3.6
H29	30,269	27,061	89.4	3.0
H30	30,617	26,635	87.0	2.7
H31	29,282	27,404	93.6	2.3
R2	27,420	27,195	99.2	2.4
R3	29,717	25,801	86.8	1.8
R4	27,754	26,532	95.6	1.7
R5	25,979	25,373	97.7	1.3

確認済証交付件数は、建築物、建築設備（昇降機）及び工作物に係る確認済証交付件数を表し、計画変更確認済証交付件数及び計画通知に対する適合通知件数は含まない。ここでは、県全体の完了検査率を示す。

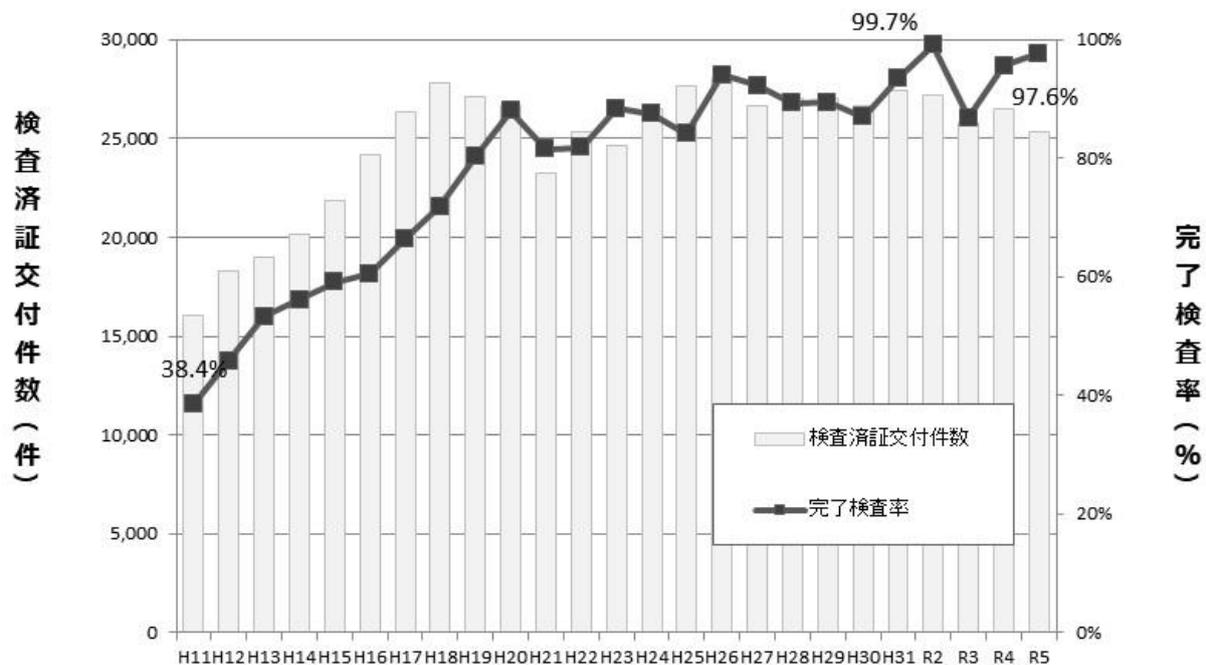


図3 検査済証交付件数及び完了検査率の推移

## 2. 建築士事務所及び指定確認検査機関の状況

### (1) 建築士事務所の状況

建築士事務所の登録件数は、平成20年度以降、年々減少しており、令和6年度には3,109件となっている。

また、平成19年の建築士法改正により創設された、設計等の業務に関する報告書（以下「業務報告書」という。）の報告状況は、近年80%台半ばの水準となっている。

**表4 建築士事務所登録件数及び業務報告率の推移**

年度	建築士事務所登録件数	業務報告書報告件数	業務報告率 (%)
H20	4,344	—	—
H21	4,170	—	—
H22	4,055	1,955	48.2
H23	3,741	2,305	61.6
H24	3,653	2,588	70.8
H25	3,604	2,757	76.5
H26	3,583	2,915	81.4
H27	3,553	2,949	83.0
H28	3,518	2,910	82.7
H29	3,462	2,899	83.7
H30	3,409	2,839	83.3
H31	3,351	2,897	86.5
R2	3,346	2,860	86.1
R3	3,253	2,748	84.5
R4	3,200	2,751	86.0
R5	3,161	2,708	85.7
R6	3,109	2,683	86.3

業務報告書の報告状況は、平成22年度から集計

(2) 指定確認検査機関の状況

平成10年の建築基準法改正によって、平成11年5月より民間事業者等が指定を受けることで、建築確認検査業務を行うことが可能となった。

県内（一部を含む）を業務区域とする指定確認検査機関は、制度が開始された平成11年5月当初、2機関が指定されていた。その後増加し、令和7年3月31日時点で39機関が指定されている。

**3. 特殊建築物等の定期報告の状況**

平成16年度から数年間、定期報告率\*は40%台を推移していたが、「千葉県建築行政マネジメント計画」に基づく取組の成果として改善し、令和5年度は74.9%となっている。

\*定期報告率とは、当該年度に報告があった定期報告書の報告数を当該年度に報告義務がある対象建築物数で除した数値を指す。

・定期報告率 = 当該年度に報告があった定期報告数 / 当該年度に報告義務がある対象建築物数

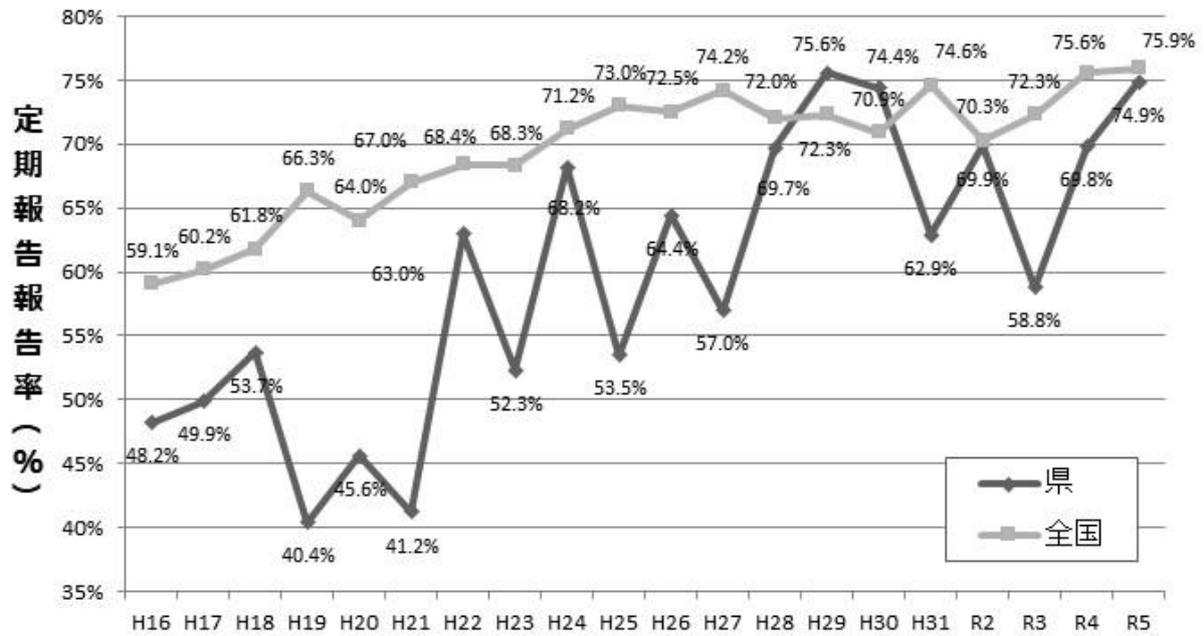


図4 定期報告率の推移

建築設備、防火設備及び昇降機等を除く建築物における数値を示す。報告対象となる建築物は特定行政庁が指定するため、全国と県内では報告対象となる建築物が必ずしも同じではないが、全国の報告率は比較の目安として掲載。

#### 4. 違反建築物の状況

建築物における違反件数は、平成 19 年度以降減少傾向にあり、令和 6 年度では概ね 200 件となっている。

また、違反内容は、「建築確認等の手続きを行わなかったことによる違反（手続き違反）」が全体の 3～4 割近くを占めている。

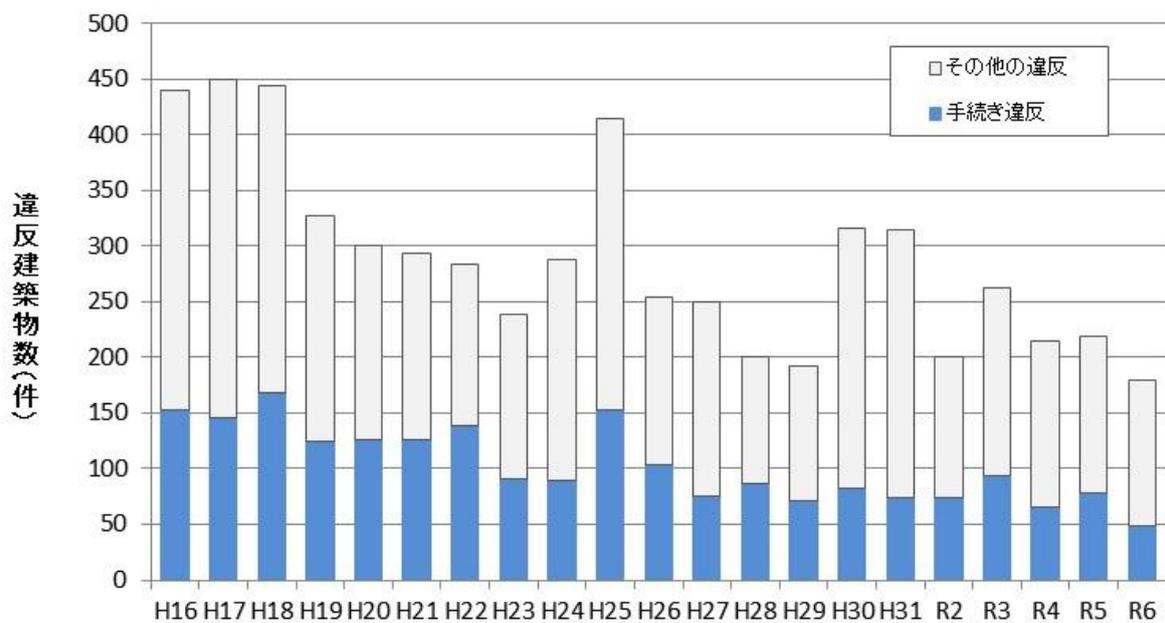


図5 建築物における違反件数

## 5. 現状から導かれる課題と対応

### (1) 現状から導かれる課題

建築確認検査業務における約99%を指定機関が処理していることから、建築行政の担う役割として、指定機関及び設計者や工事監理者における業務並びに違反建築物等の所有者等に対するより一層の指導監督の実施が求められる。

しかしながら、適確な指導監督を実施するためには、審査技術の向上が必須であるため、建築確認検査業務の経験不足を補う取組が必要である。

### (2) 課題への対応

この計画では、上記の課題に対応するため、「設計施工段階の建築物の適法性の確保」及び「建築物の適法性・安全性の確保」のための具体的な施策・取組を記載する。

また、これらの施策・取組を適確に行うため、「持続可能な建築行政の構築」のための施策・取組についても記載することとする。

## 第3章 計画の運用

### 1. 計画及び施策の構成

この計画の目的を達成するため、以下に掲げる3つの視点において、それぞれ施策及び取組を展開し、より体系的かつ包括的な取組の誘導を図るものとする。

・ 設計施工段階の建築物の適法性の確保

・ 建築物の適法性・安全性の確保

・ 持続可能な建築行政の構築

### 2. 計画の公表

計画は窓口へ備え付けるほか、ホームページに掲載する等の方法により、可能な限り広く県民に周知するものとする。

### 3. 計画の進捗管理

この計画における取組の進捗管理及び検証等は、各行政庁において実施するものとする。

また、協議会に設置する建築行政マネジメント計画研究部会において、その結果の取りまとめや意見交換等を実施し、更なる進捗を図るものとする。

## 第4章 実施する施策と取組

### 1. 設計施工段階の建築物の適法性の確保

#### I. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

##### (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

迅速かつ適確な建築確認審査を徹底するため、以下の①から③までの取組を実施する。

- ①円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理
- ②指定機関との相互の情報交換等による連携の確保
- ③日本建築行政会議を通じた運用の円滑化

##### (2) 中間・完了検査の徹底

中間・完了検査を徹底するため、以下の①及び②の取組を実施する。なお、①については、督促等を実施するための参考値として、年度毎に各行政庁において中間・完了検査率を算出し、取組のための指標とする。

- ①検査未受検の建築物の建築主に対する督促等の実施
- ②中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立会の確認

##### (3) 工事監理業務の適正化とその徹底

工事監理業務の適正化を徹底するため、以下の①及び②の取組を実施する。

- ①工事監理状況報告書提出義務の周知徹底
- ②工事監理業務の重要性の周知徹底

#### II. 指定機関、建築士事務所等への指導監督の徹底

##### (1) 指定機関に対する指導監督の徹底

指定機関に対する指導監督を徹底するため、以下の①から④までの取組を実施する。

- ①指定機関への立入検査（抜き取り調査等を含む。）
- ②指定機関の処分基準の公表とこれに基づく指導監督や処分の徹底
- ③指定機関の処分履歴等の公表
- ④不適当な行為等の内容に応じた、指定権者、委任権者及び資格者の登録権者に対する情報共有

##### (2) 建築士事務所等への指導監督の徹底

建築士事務所等への指導監督を徹底するため、以下の①から⑤までの取組を実施する。なお、④については、督促等を実施するための参考値として、年度毎に業務報告率を算出し、取組のための指標にする。

- ①建築士及び建築士事務所に対する指導監督の徹底と、処分基準に基づく適正な処分の実施
- ②計画的な建築士事務所への立入検査の実施
- ③定期講習の受講促進等の周知徹底
- ④建築士事務所の業務報告書の提出義務の徹底及びこれを踏まえた指導監督
- ⑤建築士又は建築士事務所の違法行為等に関し把握した情報について報告聴取等を行い、建築士法等に違反する可能性が高いと判断される場合における国土交通省（又は都道府県知事）に対する情報共有

(参考) この施策における取組の実施主体について

	県	特定行政庁	限定特定行政庁		県	特定行政庁	限定特定行政庁
I (1) ①	●	●	●	II (1) ①	●	●	●
②	●	●	●	②	●	○	○
③	●	●	●	③	●	○	○
I (2) ①	●	●	●	④	●	●	●
②	●	●	●	II (2) ①	●	○	○
I (3) ①	●	●	●	②	●	○	○
②	●	●	●	③	●	○	○
				④	●	○	○
				⑤	●	●	●

●：実施主体、○：協力関係

## 2. 建築物の適法性・安全性の確保

### I. 違反建築物対策等の徹底

#### (1) 違反建築物対策の徹底

違反建築物対策の徹底のため、以下の①から⑤までの取組を実施する。

- ①違反情報、違反对応に関する国、都道府県との情報共有、特定行政庁間での情報共有
- ②違反建築物に関与した建築士、建築士事務所、施工者等に係る調査（又は事

情聴取)の実施

③関係機関との違反建築物に関する情報共有や合同立入検査の実施等の連携体制の確保

④違反建築物のパトロールの実施

⑤違反建築物に係る是正指導の徹底

(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

違法設置昇降機の安全対策の徹底のため、以下の①及び②の取組を実施する。

①違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置、労働基準監督署との連携等による違法設置昇降機の把握

②構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施を徹底

## II. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じて安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保のため、以下の①から⑥までの取組を実施する。なお、③については、督促等を実施するための参考値として、年度毎に定期報告率を算出し、取組のための指標にする。

①定期報告制度の周知徹底

②指定対象を把握するための定期報告台帳の整備及びデータベース化

③未報告建築物等の所有者等に対する督促等の徹底

④未報告建築物に係る報告徴収、立入検査の実施

⑤検査結果が基準に適合していない場合の指導に対するフォローアップの実施

⑥定期報告受付等のためのシステム整備の推進

(2) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進

建築物に係るアスベスト等の対策の推進のため、以下の①から④までの取組を実施する。

①アスベスト対策の周知徹底

②アスベストを有する建築物に係るデータベース化

③アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の検討又は整備

④アスベスト対策関係部局との連携

(3) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

既存建築ストックの安全性の向上と有効活用のため、以下の①から⑧までの取組を実施する。

- ①既存不適格建築物に対応する法制度、施策の周知徹底
- ②既存不適格建築物の安全性向上の必要性の周知
- ③確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知
- ④特に危険な既存不適格建築物に対する改修指導の実施
- ⑤既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドラインの有効活用
- ⑥既存建築ストックの有効活用に関する相談体制の整備
- ⑦既存建築物の現況調査ガイドラインの周知及び調査結果の活用
- ⑧令和4年の建築基準法改正を踏まえた大規模の修繕、大規模の模様替に係る建築確認制度の適確かつ円滑な遂行及び周知徹底

(参考) この施策における取組の実施主体について

	県	特定 行政庁	限定特定 行政庁		県	特定 行政庁	限定特定 行政庁
I (1) ①	●	●	●	II (2) ①	●	●	●
②	●	●	●	②	●	●	●
③	●	●	●	③	●	●	●
④	●	●	●	④	●	●	●
⑤	●	●	●	II (3) ①	●	●	●
I (2) ①	●	●	○	②	●	●	●
②	●	●	○	③	●	●	●
II (1) ①	●	●	○	④	●	●	●
②	●	●	○	⑤	●	●	●
③	●	●	○	⑥	●	●	●
④	●	●	○	⑦	●	●	●
⑤	●	●	○	⑧	●	●	●
⑥	●	●	○				

●：実施主体、○：協力関係

### 3. 持続可能な建築行政の構築

#### I. 事故・災害時の対応

##### (1) 事故対応

事故対応のため、以下の①から⑤までの取組を実施する。

- ①建築関係団体との協力体制の整備
- ②事故発生情報を迅速に把握するために消防部局、労働基準部局等との連携体制の整備
- ③円滑な事故調査を実施するために関係機関との連携体制の整備
- ④事故調査の実施、原因究明、再発防止策の指導及び国土交通省（又は都道府県）への情報提供
- ⑤立入検査の実施等、調査権限に基づく事故対応の徹底

##### (2) 災害対応

災害対応のため、以下の①から⑥までの取組を実施する。

- ①災害時の連絡体制等の整備
- ②迅速かつ正確な災害情報の把握と提供
- ③被災建築物応急危険度判定士の確保
- ④被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上
- ⑤広域的な被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の確保
- ⑥被災建築物応急危険度判定に係る訓練及び判定用資機材の事前準備の徹底

#### II. 執行業務体制の整備

##### (1) 内部組織の執行体制の整備

内部組織の執行体制の整備のため、以下の①から③までの取組を実施する。

- ①審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施
- ②建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成
- ③構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事の確保

##### (2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化

関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化のため、以下の①から④までの取組を実施する。

- ①関係機関との連携による執行体制の強化

②指定機関との連携による執行体制の強化

③建築士会、建築士事務所協会との連携による執行体制の強化

④日本建築行政会議との連携による執行体制の強化

(3) データベースの整備・活用

データベースの整備・活用のため、以下の①から⑥までの取組を実施する。

①建築士、建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理

②データベース分析による課題抽出と施策検討

③指定機関とのネットワーク構築

④建築行政手続の電子化の推進

⑤確認審査報告の電子化の推進

⑥中間検査、完了検査のリモート化への対応を検討

(参考) この施策における取組の実施主体について

	県	特定 行政庁	限定特定 行政庁		県	特定 行政庁	限定特定 行政庁
I (1) ①	●	●	●	II (1) ①	●	●	●
②	●	●	●	②	●	●	●
③	●	●	●	③	●	●	●
④	●	●	●	II (2) ①	●	●	●
⑤	●	●	●	②	●	●	●
I (2) ①	●	●	●	③	●	●	●
②	●	●	●	④	●	●	●
③	●	●	●	II (3) ①	●	●	●
④	●	●	●	②	●	●	●
⑤	●	●	●	③	●	●	●
⑥	●	●	●	④	●	●	●
				⑤	●	●	●
				⑥	●	●	●

●：実施主体、○：協力関係